

出荷制限指示後の管理の考え方

－野生きのこ－

野生きのこの出荷管理等については、関係市町村等と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が発生した場合は、速やかに是正措置を講じる。

1 制限区域からの出荷防止対策

(1) 採取者対策

県は、ときがわ町の協力を得て、野生きのこの出荷制限が指示された当該町における採取者に対し、出荷制限区域内における一切の出荷を行わないよう周知するとともに、巡回指導を行う。

(2) 流通対策

農林産物直売所を運営するときがわ町、埼玉中央農業協同組合及び卸売市場に対し、出荷制限区域内の野生きのこを扱わないこと、産地を確認のうえ適切な表示により流通させることを要請するとともに、これらの流通拠点の巡回指導を行う。

ときがわ町内の個人等が運営する農林産物直売所や土産物店、飲食店、旅館・民宿等に対し、出荷制限区域内の野生きのこを扱わないことを、ときがわ町を通じて要請する。

また、定期的にインターネット上の通販について監視を行い、出荷制限区域内の野生きのこが販売されていないことを確認する。

2 出荷制限区域外の市町村からの出荷に関する対策

出荷制限区域以外から産出される野生きのこについては、ときがわ町、埼玉中央農業協同組合及び卸売市場に対し、入荷先・販売先の記録の保存と必要に応じて当該記録の県への提出を求める。

また、当該野生きのこに産地の市町村名を表示するよう、出荷者及び農林産物直売所等に周知徹底する。

これらの取組が確実に行われるよう、これらの流通拠点の巡回指導を行う。